**郵便局に転居届を出しましょう**

避難している人は新しい住所が決まったら、郵便局に転居届を出しましょう。  
転居届を出すと、前の住所あてに届いた手紙が１年間無料で新しい住所に転送されます。日本国内であれば避難先がどこであっても（学校、教会などでも）届けてくれます。  
  
今後義援金の支払いや、り災証明書などの手続きに関する書類を各市区町村から送付しますので、避難して新しい住所が決まった人は、必ず郵便局で「転居届」を提出してください。  
転居届の用紙は避難所またはお近くの郵便局で手に入れることができます。またホームページ（<http://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>）でも申請することができます（日本語のみ）。  
  
○郵便局で申請する際に必要な書類  
1. 外国人登録証明書、運転免許証、各種健康保険証などの身分証明書類  
2. 引っ越しをする前の住所が確認できる外国人登録証明書、運転免許証、パスポートなど、官公庁が発行した住所の記載がある書類  
  
○記入する内容  
1. 引っ越しをする（した）日  
2. 郵便物を新しい住所に転送開始する日  
3. 引っ越しする前の住所  
4. 引っ越しする人の氏名  
5. 引き続き旧住所に住む人の有無・人数  
6. 新しい住所  
7. 転居届を提出する人の氏名と、引っ越しをする人との関係（本人、家族など）  
  
この転居届の手続きは、外国人登録の居住地変更の手続きとは関係ありません